

消 防 予 第 40 号
令 和 3 年 2 月 9 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱いについて（通知）

電子申請による建築確認手続き等については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」その他の関係法令及び告示の定めるところにより認められているところです。

建築確認手続き等において情報通信の技術を利用することは、申請者にとって窓口まで出向く時間的、距離的制約がなくなるという利点があります。

また、消防同意等事務（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意（以下「消防同意」という。）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 93 条第 4 項に基づく消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）への通知に係る事務のことをいう。以下同じ。）においても情報通信の技術を利用することは、消防長等にとって、事務の効率化や図書の保存スペースの削減などが期待できます。

この度、押印を求める手続の見直しを踏まえた運用について、国土交通省住宅局建築指導課長より各都道府県建築行政主務部長に対し、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」（令和 2 年 12 月 28 日付け国住指第 3408 号）（別添 1）のとおり、建築確認手続き等における電子申請の取扱いについての留意点について、国土交通省住宅局建築指導課長より都道府県建築行政主務部長、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（令和 3 年 2 月 1 日付け国住指第 3661 号）（別添 2）のとおり通知され、電子申請等に用いる署名については、「データに氏名等の記録」がされていることをもって、電子署名に代えることができることとされたところです。

これを踏まえ、電子申請による建築確認（指定確認検査機関が実施するものに限る。）に係る消防同意等事務の取扱いについても、下記のとおり留意点を通知しますので、適正に対応

されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること、「電子申請による建築確認に係る消防同意事務の取扱について（通知）」（平成 27 年 2 月 12 日付け消防予第 53 号）は廃止することを申し添えます。

記

1 消防同意及び消防長等への通知について

消防同意等事務及び建築基準法第 93 条第 4 項に基づく通知を、指定確認検査機関と消防長等との間で情報通信の技術を利用して行う場合は、電磁的記録への氏名等の記録等の適切な方法により、電磁的記録を作成した本人の確認をするとともに、通信途中での電磁的記録の情報漏洩、改ざん等を防止した上で実施されたい。この場合、指定確認検査機関と消防長等は事前に次に掲げる内容等について、実施方法を協議し、合意した上で行うことが望ましい。

(1) 消防同意等事務を電子化する場合の電子ファイルの送受信方法について

- ア ファイルのアップロードやダウンロードが行える電子システムを利用した方法
- イ 電子メールに電子ファイルを添付する方法 等

(2) 同意等の通知の方法について

- ア 確認申請書の同意欄に同意する旨、消防長等の官職、交付日等の記録を行い交付する方法
- イ 確認申請書とは別に、同意する又は同意できない旨、消防長等の官職、建築主の氏名等の事案を特定するために必要な事項、交付日等を記載した文書を新たに交付する方法 等

(3) 図面等の補正等に関する手続等について

- ア 消防機関から補正等を求める内容を指定確認検査機関へ通知する手続
- イ 申請者が補正等を行った図面等について申請者から指定確認検査機関等に提出された場合の手続 等

2 その他

(1) 電子申請された申請図書等を指定確認検査機関が紙に出力した場合の消防同意等事務の手続きは、「消防法等の一部を改正する法律等の運用について」（平成 11 年 4 月 28 日付け消防予第 92 号）によること。

(2) 建築確認手続き等における電子申請については、建築主事等においても対応を行うことが認められており、建築主事等がその運用を行う場合は、各地方公共団体において協議の上、対応すること。

- (3) 消防同意等事務を情報通信の技術を利用する方法で行う場合は、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）を参考にすること。
- (4) 消防同意事務等について、指定確認検査機関から情報通信の技術を利用する方法での実施に係る相談があった場合には、積極的な対応を検討すること。
- (5) 消防同意等事務の電子化の推進に当たっての運用上の留意事項等については、別途通知する予定であること。

（連絡先）

消防庁予防課予防係

担当：栗原、吉田、西出

TEL：03-5253-7523

国住指第 3408 号
令和 2 年 12 月 28 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する
省令等の施行について (技術的助言)

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

規制改革実施計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令 (令和 2 年国土交通省令第 98 号。以下「改正省令」という。) が本年 12 月 23 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。また、改正省令の施行に伴い、並びに建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 18 条の 3 第 1 項及び建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号) 第 11 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号の規定に基づき、確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する告示が本年 12 月 23 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

については、今回施行される改正省令による改正後の建築基準法施行規則、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の運用について、下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しては別添 1 のとおり通知していることを申し添えます。

また、改正省令等を受けた「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号）の見直し等については、令和 3 年 1 月中に別途通知する予定です。

記

1. 国民や事業者等に対して求める押印の廃止について

国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求める建築基準法施行規則等の手続については押印を不要としました。詳細については、別添「(抄) 令和 2 年国土交通省令第 98 号」を参照ください。併せて、確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）を改正しております。詳細については、別添「令和 2 年国土交通省告示第 1566 号」を参照ください。

2. 経過措置について

改正省令の附則第 2 項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

3. 特定行政庁等が定める様式の押印について

特定行政庁等が条例、規則等で、国民や事業者等に対して押印を求めている手続についても、今般の国の動きを踏まえ、押印の廃止に向けた検討を進めていただくようお願いいたします。

4. 建築基準法等関係手続のオンライン化について

手続のオンライン化を行うため、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする省令改正を行った趣旨を踏まえ、手続のオンライン化を積極的に検討し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上

<p>【問合せ先】 国土交通省住宅局建築指導課 山田、中村 TEL : 03-5253-8513</p>
--

○国土交通省令第九十八号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条 船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「㉓」及び備考8を削る。
第五号書式中「㉔」及び備考11を削る。
第八号書式及び第九号書式中「㉕」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第二条 鉄道抵当法施行規則（明治三十八年通信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。
第二条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。
第五条中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。
第十条中「署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。
第十一条第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。
第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スベシ」を「記載スベシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。
第十三条ノ二第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に改める。
第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。
第二十八条中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。
第二十八条の二を削る。

（船用品検査試験規則の一部改正）

第三条 船用品検査試験規則（大正九年通信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「㉞」を削る。
（軌道法施行規則の一部改正）

第四条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「連署ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。
第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名）ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

第十二号様式中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。
 第十四号様式及び第十六号様式中「㊦」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第十七号様式中「㊦」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。
 第十八号様式及び第十九号様式中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。
 (測量法施行規則の一部改正)

第十一条 測量法施行規則(昭和二十四年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。
 別表第一の三中「㊦」及び備考4を削る。

別表第二中「氏名」を「氏名」に改める。

別表第四から別表第六までの様式中「㊦」を削る。

別表第七中「㊦」を削る。

別表第八中「㊦」及び「㊦」を削る。

別表第十一中「㊦」を削る。

別表第十二中「㊦」を削る。

別表第十四中「㊦」を「㊦」に改める。

第十二条 造船法施行規則の一部改正
 (造船法施行規則の一部改正)

第一条書式及び第二号書式中「㊦」を削る。

第三条書式及び第四号書式中「㊦」を削る。

第十条書式中「㊦」を削る。

第十三条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 第一号書式及び第一号の二書式中「㊦」を削る。

第一号の三書式中「㊦」を削る。

第三号の二書式中「㊦」を削り、「㊦」を「㊦」に改める。

第五号書式第一面中記入注意2を削り、記入注意3を記入注意2とし、記入注意4を記入注意3とし、「㊦」を「㊦」に改める。

第六号書式添付書類(㊦)中記入注意1を削り、記入注意2を記入注意1とし、記入注意3を記入注意2とし、「㊦」を削り、同書式添付書類(㊦)「㊦」及び「㊦」を削る。

第六号の二書式中「㊦」を削る。

第六号の二書式中「㊦」を削る。

第六号の二書式中「㊦」を削る。

第十四条 (建築基準法施行規則の一部改正)

第十四条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号及び第四項第一号、第二条の二第一項第一号、第三条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第三条の七第一項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。

第六条の三第一項第一号イ中「第十一条の四第一項第五号」を「第十一条の三第一項第五号」に改める。

第十条の二第二項中「第十一条の四第一項第七号」を「第十一条の三第一項第七号」に、「第十一条の四第一項第八号」を「第十一条の三第一項第八号」に改める。

第十条の二十三第一項第一号及び第二項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。

第十一条の三を削り、第十一条の四を第十一条の三とし、第十一条の五を第十一条の四とする。

第十一条の三を削り、第十一条の四を第十一条の三とし、第十一条の五を第十一条の四とする。

第十一条の三を削り、第十一条の四を第十一条の三とし、第十一条の五を第十一条の四とする。

第十一条の三を削り、第十一条の四を第十一条の三とし、第十一条の五を第十一条の四とする。

別記第一号様式及び別記第一号の二様式中「㊦」を削り、

別記第二号様式中「㊦」を「㊦」に改める。

別記第三号様式及び別記第三号の二様式中「㊦」を「㊦」に改める。

別記第四号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第五号様式「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第六号様式(昇降機用)及び別記第八号様式(昇降機以外の建築設備用)中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第九号様式(昇降機用)及び別記第九号様式(昇降機以外の建築設備用)中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第十号様式及び別記第十一号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第十二号様式中「㊦」を「㊦」に改める。

別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第十五号様式「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第十六号様式「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第十七号様式「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第十八号の二様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第十九号の三様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第二十号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第二十一号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第二十二号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第二十三号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第二十四号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第二十五号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第二十六号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第二十七号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第二十八号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第二十九号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第三十号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第三十一号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第三十二号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第三十三号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第三十四号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第三十五号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第三十六号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第三十七号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第三十八号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第三十九号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第四十号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第四十一号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第四十二号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第四十三号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第四十四号様式中「㊦」を「㊦」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

※㊦を「㊦」に改める。

※㊦を「㊦」に改める。

(貨物利用運送事業法施行規則の一部改正)
第九十二条 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。
第二十七条第一項中「記載し、かつ、連署(新設分割の場合にあっては、署名)した」を「記載した」に改める。

(貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正)
第九十三条 貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第十七条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。
第十八条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあっては、署名)した」を「記載した」に改める。

(船舶安全法施行規則の一部改正)
第九十四条 船舶安全法施行規則の一部を改正する省令(平成三年運輸省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
第九十五条 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令(平成四年建設省令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。
第九十六条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正
別記様式中「四」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(被災市街地復興特別措置法施行規則の一部改正)
第九十七条 被災市街地復興特別措置法施行規則(平成七年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「五」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。
別記様式第二中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第三中「四」を削る。
備考
1 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載する。
2 申出人の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記において、押印を省略することができる。
3 「地積」欄の最下段に地積の合計を記載すること。
4 「換地処分後の共用持分」欄は、従前の宅地の価額の割合を希望する場合にのみ記載すること。

それぞれその法人の
すること。
載を自署で行う場合
と異なる割合を定め

その法人の
に改める。
る割合を定

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第九十八条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中 「報告者の氏名又は名称
及び法人にあつては、
その代表者の氏名
印」 を 「係員印」
第五号様式第一面中 「申請者の氏名又は名称
印」 を 「申請者の氏名又は名称
印」を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意1を注意とする。
第十二号様式第一面及び第十三号様式第一面中 「申請者の氏名又は名称
及び法人にあつては、
その代表者の氏名
印」 を 「申請者の氏名
印」及び「係員氏名」に改め、注意を削る。
又は名称
つては、
氏名
第十七号様式第二面中 「申請者(管理者等)の氏名又は名称
及び法人にあつては、その代表者の氏名
印」を「申請者(管理者等)の氏名又は名称
印」及び「係員氏名」に改め、注意を削る。
第二十一号様式第一面中 「報告者の氏名又は名称
及び法人にあつては、
その代表者の氏名
印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

(航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第九十九条 航空法施行規則の一部を改正する省令(平成九年運輸省令第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考3を削る。
第一百条 航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(平成九年運輸省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
第一号様式中「四」及び注を削る。
第三号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
第四号様式中「四」及び注を削る。

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則)
第百四十五条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「**㉒**」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。
 別記様式第三号中「**㉒**」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正)

第百四十六条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**㉒**」を「**㉑**」に改める。

第二号様式、第四号様式及び第六号様式中「**㉒**」を削る。

第七号様式中「**㉒**」を「**㉑**」に改める。

第八号様式中「**㉒**」を「**㉑**」に改める。

第十二号様式中「**㉒**」を「**㉑**」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「**㉒**」を削る。

第十五号様式中「**㉒**」を「**㉑**」に改める。

第十六号様式中「**㉒**」を「**㉑**」に改める。

(国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正)

第百四十七条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則(平成三十一年国土交通省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「**㉒**」及び注2を削り、注1を注とする。

第三号様式中「**㉒**」及び注3を削る。

第七号様式中「**㉒**」及び注3を削る。

第八号様式中「**㉒**」及び注2を削り、注1を注とする。

第九号様式、第十号様式及び第十二号様式中「**㉒**」及び注2を削り、注1を注とする。

第十三号様式中「**㉒**」及び注4を削る。

第十五号様式中「**㉒**」及び注3を削る。

第十六号様式から第十八号様式までの様式及び第二十一号様式中「**㉒**」及び注2を削り、注1を注とする。

(国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第百四十八条 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則(平成三十一年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「**㉒**」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

(国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部改正)

第百四十九条 国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則(令和元年国土交通省令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「**㉒**」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二号中「**㉒**」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一ずつ繰り上げる。

(自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正)
第百五十条 自動車の特定改造等の許可に関する省令(令和二年国土交通省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「**㉒**」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考とする。

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省告示第五百六十六号

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第九十八号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の三第一項及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の二の三第二項第一号の規定に基づき、確認審査等に関する指針及び申請者が工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する告示

（確認審査等に関する指針の一部改正）

1 確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第一 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第

第一 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第

八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 二の三（略）
三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

四 六（略）

3 4（略）

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 二（略）

三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下「同じ。」により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

四（略）

第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 三（略）

四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

3 五 七（略）

八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 二の三（略）
三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。

四 六（略）

3 4（略）

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 二（略）

三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

四（略）

第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 三（略）

四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。

3 五 七（略）

4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一～四 (略)

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又は口のいずれかに掲げるときは、それぞれイ又は口に定めるところとし、法第六条の三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六・七 (略)

2 (申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部改正)
申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千六百四十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

		改正後		改正前	
	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)
第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たつて行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。	(略)			(略)	
	重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の实地確認	指定建築材料について認定を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。） 一 (略) 二 次のイ又はロに掲げる認証を受けた場合であつて、当該認証を受けたことを証する書類及び	四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）	重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の实地確認	指定建築材料について認定を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。） 一 (略) 二 次のイ又はロに掲げる認証を受けた場合であつて、当該認証を受けたことを証する書類及び
					四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一～四 (略)

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又は口のいずれかに掲げるときは、それぞれイ又は口に定めるところとし、法第六条の三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六・七 (略)

この告示は、令和三年一月一日から施行する。

2 (略)	(三)・ (四)	(略)	<p>(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)によつて、平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項第二号から第六号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合</p> <p>イ・ロ (略)</p>
2 (略)	(三)・ (四)	(略)	<p>よつて、平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項第二号から第六号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合</p> <p>イ・ロ (略)</p>

国住指第 3408 号
令和 2 年 12 月 28 日

各地方整備局建政部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する
省令等の施行について (技術的助言)

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

規制改革実施計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令 (令和 2 年国土交通省令第 98 号。以下「改正省令」という。) が本年 12 月 23 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。また、改正省令の施行に伴い、並びに建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 18 条の 3 第 1 項及び建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号) 第 11 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号の規定に基づき、確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する告示が本年 12 月 23 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

については、今回施行される改正省令による改正後の建築基準法施行規則、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の運用について、下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴職指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、特定行政庁に対しては別添 1 のとおり、国土交通大臣又は都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対してはこの旨通知してい

ることを申し添えます。

また、改正省令等を受けた「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号）の見直し等については、令和 3 年 1 月中に別途通知する予定です。

記

1. 国民や事業者等に対して求める押印の廃止について

国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求める建築基準法施行規則等の手続については押印を不要としました。詳細については、別添「(抄) 令和 2 年国土交通省令第 98 号」を参照ください。併せて、確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）を改正しております。詳細については、別添「令和 2 年国土交通省告示第 1566 号」を参照ください。

2. 経過措置について

改正省令の附則第 2 項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

3. 建築基準法等関係手続のオンライン化について

手続のオンライン化を行うため、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする省令改正を行った趣旨を踏まえ、手続のオンライン化を積極的に検討し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 山田、中村

TEL : 03-5253-8513

国住指第 3408 号
令和 2 年 12 月 28 日

各指定確認検査機関（大臣指定）
各指定構造計算適合性判定機関（大臣指定） } の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する
省令等の施行について（技術的助言）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 98 号。以下「改正省令」という。）が本年 12 月 23 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。また、改正省令の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 3 第 1 項及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号の規定に基づき、確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する告示が本年 12 月 23 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

については、今回施行される改正省令による改正後の建築基準法施行規則、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の運用について、下記のとおり通知します。

なお、各都道府県建築行政主務部長、特定行政庁に対しては別添 1 のとおり、地方整備局長又は都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対してはこの旨通知していることを申し添えます。

また、改正省令等を受けた「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号）の見直し等については、令和 3 年 1 月中に別途通知する予定です。

記

1. 国民や事業者等に対して求める押印の廃止について

国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求める建築基準法施行規則等の手続については押印を不要としました。詳細については、別添「(抄) 令和 2 年国土交通省令第 98 号」を参照ください。併せて、確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）を改正しております。詳細については、別添「令和 2 年国土交通省告示第 1566 号」を参照ください。

2. 経過措置について

改正省令の附則第 2 項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

3. 建築基準法等関係手続のオンライン化について

手続のオンライン化を行うため、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする省令改正を行った趣旨を踏まえ、手続のオンライン化を積極的に検討し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 山田、中村

TEL : 03-5253-8513

国住指第 3 6 6 1 号
令和 3 年 2 月 1 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等の施行について(技術的助言)」(令和 2 年 12 月 28 日付け国住指第 3408 号)において、別途通知する予定としておりました「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)」(平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号)の見直し等について、下記のとおり留意点を通知しますので、制度の運用に当たり参考にしていただくようお願いします。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

また、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関が建築確認手続き等の電子申請での対応を開始しようとする場合、建築確認等の公正かつ適確な実施を確保するため、当該指定確認検査機関に対して建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 77 条の 27 の規定による確認検査業務規程において、今回の改正省令等を踏まえた電子申請の実施に関し必要な事項を定めるよう指導することをお願いします。

なお、本通知の発出に伴い、「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて」(平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号)は廃止します。

また、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

建築確認手続き等の電子申請については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号。以下「法」という。)その他関係法令の定めるところにより、実施す

ることが可能である。原則として国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号。以下「規則」という。）及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 240 号）に基づき実施されるものであるが、その運用については特に以下の 4 点について留意されたい。

1. 署名等の代替措置について

民間事業者から行政機関等への申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（以下「申請等」という。）に係る申請書等の第一面申請者欄等にある記名、行政機関等から行政機関等への申請等に係る申請書等の第一面申請者欄等にある記名・押印については、法第 3 条第 6 号の「署名等」に該当するが、法第 6 条第 4 項及び規則第 13 条第 1 項の規定により、申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等は、「申請データに電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置」や「識別番号及び暗証番号を入力する措置」のほか、「行政機関等が定める措置」をもって代えることができる。建築確認手続き等におけるこの行政機関等が定める措置は、申請データに氏名又は名称を記録する措置である。

2. 電磁的記録の長期保存について

建築基準法において保存期間が定められている申請図書等については、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

3. 電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講ずること。

4. 確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付について

法第 7 条において、電子的に処分通知等を行うことができるとされているが、確認済証、中間検査合格証及び検査済証（以下「確認済証等」という。）を電子的に交付した場合、電子署名の有効期限を経過した後は、有効性が担保できる確認済証等が存在しない状況となり、その時点での建築物の所有者に不利益を与えるおそれがあることから、電子申請がなされた場合であっても、確認済証等は書面で交付すること。